

## 2-3 認知症高齢者への支援

今や認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気です。認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向け、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくために、平成27年1月（平成29年7月改訂）に策定された認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の7つの柱に沿って、施策を総合的に推進していきます。（図4-18）

その中で、認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境を整備するために、初期段階の認知症の人のニーズ把握や生きがい支援など、認知症の人やその家族の視点を重視した取組を推進していきます。

このため、県に認知症施策推進会議を設置し、市町における認知症施策の取組状況の把握や課題の分析、先進的な事例の収集とその普及方法等の検討を行うことにより、本県の認知症施策の全体的な水準の向上に努めています。

図4-18 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の7つの柱



### (1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

#### ❖ 「認知症サポーターキャラバン」の継続的な実施

国では、認知症サポーターを全国で多数養成し、社会全体で認知症の人を支える基盤整備を目指して、様々な普及・啓発活動や、認知症への理解を深めるための取組を行っています。新オレンジプランでは、平成32(2020)年度末までに1,200万人を養成する目標を掲げており、平成29年12月末までに960万人を養成しています。

本県では、各市町が実施する認知症サポーター養成講座に対して、地域支援事業交付金により財政的な支援を行うとともに、県在宅介護研修センター（愛ケア）の研修の中で、認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成を行っており、平成29年12月末現在で12万5千人を超える認知症サポーター（キャラバン・メイトを含む。）が養成されています。

今後も、キャラバン・メイトを養成するとともに、キャラバン・メイトが、学んだ知識や体験等を地域、職域、学校などで住民に伝え、認知症サポーターを養成する取組を、市町と連携して支援します。（表4-6、図4-19）

- 地域で認知症に関わることが多い業界への理解促進や、市町が実施する、小・中学校における認

認知症教育への支援、フォーラム等普及啓発イベントの実施など、認知症の人やその家族等に対する地域における支援を普及・定着させるための取組を推進します。

- 認知症の人やその家族等にやさしい地域づくりを加速するため、介護ボランティアが県在宅介護研修センター（愛ケア）において、認知症サポーターを含む介護ボランティアの育成に努め、様々な場面で活躍できるよう支援します。

表4-6 キャラバン・メイト数、認知症サポーター数（平成29年12月末現在）

	総人口		高齢化率	市町 窓口 ※	サポーター 講座 開催回数	キャラバン メイト数 (人)	サポーター 数 (人)	キャラバン メイト + サポーター数 (人)	総人口に 占める割合 (メイト+ サポーター)	サポーター 1人当たり 担当高齢者 人口(人)	総人口 10,000人当 たりの講座 開催回数
	(人)	65歳以上人口									
愛媛県	1,405,325	432,477	30.8%	○	152	4	8,237	8,241	—	—	—
松山市	515,882	135,237	26.2%	○	797	451	29,619	30,070	5.829%	4.5	15.449
今治市	163,481	54,517	33.3%	○	377	159	13,250	13,409	8.202%	4.1	23.061
宇和島市	78,755	28,812	36.6%	○	298	152	9,278	9,430	11.974%	3.1	37.839
八幡浜市	35,245	13,257	37.6%	○	163	119	5,733	5,852	16.604%	2.3	46.248
新居浜市	121,637	37,686	31.0%	○	312	116	12,344	12,460	10.244%	3.0	25.650
西条市	111,619	33,913	30.4%	○	233	116	11,437	11,553	10.350%	2.9	20.875
大洲市	44,872	15,124	33.7%	○	56	25	1,937	1,962	4.372%	7.7	12.480
伊予市	37,859	11,933	31.5%	○	60	117	1,842	1,959	5.174%	6.1	15.848
四国中央市	89,470	27,042	30.2%	○	251	269	10,159	10,428	11.655%	2.6	28.054
西予市	39,767	16,248	40.9%	○	139	66	4,971	5,037	12.666%	3.2	34.954
東温市	33,586	9,722	28.9%	○	131	63	3,318	3,318	10.067%	2.9	39.004
上島町	7,221	3,172	43.9%	○	41	12	690	702	9.722%	4.5	56.779
久万高原町	8,774	4,071	46.4%	○	80	18	2,509	2,527	28.8.1%	1.6	91.178
松前町	30,899	9,040	29.3%	○	46	56	1,139	1,195	3.867%	7.6	14.887
砥部町	21,596	6,504	30.1%	○	56	56	1,791	1,847	8.553%	3.5	25.931
内子町	17,160	6,505	37.9%	○	17	24	845	869	5.064%	7.5	9.907
伊方町	9,917	4,360	44.0%	○	22	10	520	530	5.344%	8.2	22.184
松野町	4,156	1,790	43.1%	○	24	6	417	423	10.178%	4.2	57.748
鬼北町	10,859	4,588	42.3%	○	72	46	1,711	1,757	16.180%	2.6	66.304
愛南町	22,570	8,956	39.7%	○	96	29	1,850	1,879	8.325%	4.8	42.534
県計	1,405,325	432,477	30.8%		3,423	1,914	123,597	125,511	8.931%	3.4	24.357

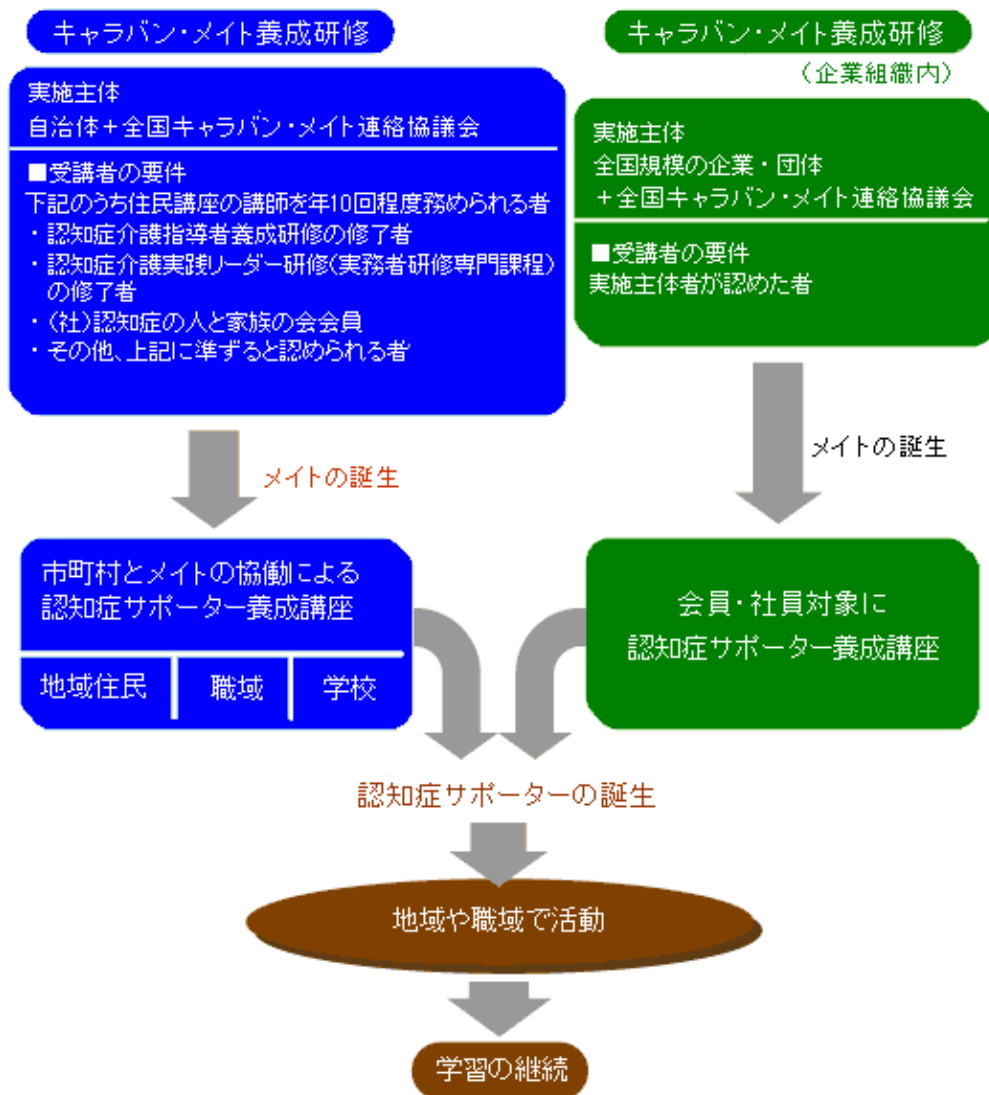
資料：人口、高齢者人口 ☞ 住民基本台帳（平成29年1月1日現在）

メイト、サポーター数 ☞ 全国キャラバン・メイト連絡協議会ホームページ

（平成29年12月31日までに提出された実施報告書より）

※市町窓口は、連絡先として設置されている自治体等を含む。

図4-19 「認知症サポーターキャラバン」のしくみ



❖ 認知症施策推進会議及び若年性認知症自立支援ネットワーク会議の設置

認知症の人の更なる増加に対応するには、マンパワーや拠点といった、認知症の人及びその家族を支える地域資源の連携強化による地域での総合的な支援の確保が不可欠であることから、平成23年度から、県内の認知症施策の全体的な水準の向上を図るため、認知症施策に係る医療・介護・福祉等の関係者等で組織する「認知症施策推進会議」を設置し、県内市町における認知症施策全般の推進等について検討しています。

また平成28(2016)年度からは、若年性認知症の人に対して、発症初期から高齢期まで本人の状態に合わせた適切な支援が図られるよう当推進会議のワーキンググループとして、若年性認知症自立支援ネットワーク会議を設置しています。

そして、検討過程で情報収集した先進事例等や検討結果については、「認知症施策市町連携会議」において情報共有するとともに、市町における認知症施策の取組の促進を図っています。

❖ 認知症地域支援推進員の活動の推進

医療・介護等の支援ネットワークの構築や、認知症の人やその家族を支援する事業の推進役を担

う「認知症地域支援推進員」に対して、地域の実情に応じた効果的な活動を推進します。

#### ❖ 認知症に関する介護予防の推進

地域支援事業等においては、認知症のおそれがある高齢者を対象にした保健師等による訪問指導のほか、認知症予防・認知症介護に関する教室の開催、さらには高齢者の閉じこもりの防止や知的活動の促進等により認知症の原因となる疾患の予防を図るなど、認知症に関する正しい知識や理解の普及、予防及び早期発見の取組を支援します。

#### ○達成目標

指 標	現 状	目 標		
	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
キャラバンメイト・サポーターの養成（累計）	125,511 人	140,532 人	154,585 人	168,639 人
認知症フォーラムの参加者数	90 人	100 人	110 人	120 人

#### (2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

認知症の対応を適切に行うためには、早期の確定診断を出発点として、的確かつ包括的な療養方針を策定し、医療と介護の密接な連携の下で適切なサービスの提供が求められるとともに、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう配慮することが必要です。

#### ❖ 認知症疾患医療センターの運営

認知症疾患医療センターは、認知症疾患に関する鑑別診断や専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、介護との連携や地域のかかりつけ医等への研修を行う専門医療機関です。

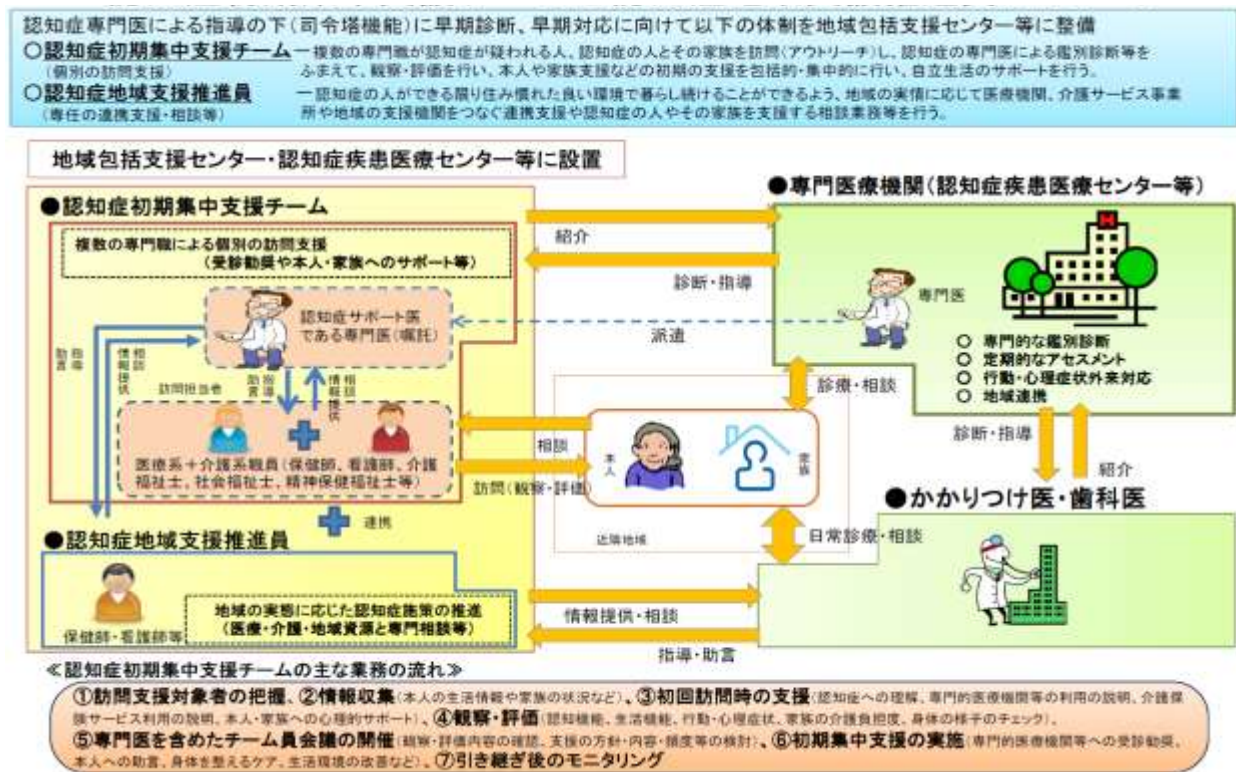
認知症に対して早い時期から適切な対応を行うためには、認知症に関する医療の質の向上を図ることが重要であり、地域医療体制構築の中核を担う認知症疾患医療センターを運営し、地域の医療機関と地域包括支援センターをはじめとする介護サービスとの連携体制を構築します。

#### ❖ 認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進

市町において、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するため、認知症専門医による指導の下、医師、保健師等による「認知症初期集中支援チーム」を活用し、「認知症地域支援推進員」と連携して運営していく取組を支援します。(図 4-20)



図4-20 認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について



❖ かかりつけ医の認知症対応力の向上

認知症の人への日常的な診療や家族への助言等を担うことができるよう、かかりつけ医に対して、適切な認知症診断の知識・技術や家族からの話や悩みを聞く姿勢を習得するための研修(かかりつけ医認知症対応力向上研修)を実施します。

また、認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成し(認知症サポート医養成研修及びフォローアップ研修)、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となって認知症の人への支援体制の構築を図ります。

❖ 歯科医師・薬剤師・看護職員の認知症対応力の向上

歯科医師等による口腔機能の管理や、薬剤師による服薬指導等を通じて、専門職が高齢者等と接する中で、認知症の疑いのある方に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応していく知識や技術を習得する研修(歯科医師の認知症対応力向上研修、薬剤師の認知症対応力向上研修)を実施します。

また、急性期病院をはじめとして、入院、外来、訪問等を通じて認知症の人と関わる看護職員は、医療における認知症への対応力の鍵となるため、広く看護職員が認知症への対応に必要な知識・技術を習得する研修(看護職員の認知症対応力向上研修及びフォローアップ研修)を実施します。

❖ 認知症ケアパスの普及促進

各市町で作成している早期診断・早期対応を重視し、認知症の症状・進行に合わせた適切な医療・介護サービスの提供の流れを標準的に示した「認知症ケアパス」に沿って、認知症の人やその家族ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような体制整備を支援します。

#### ❖ 認知症地域連携パスの普及促進

医療と介護サービスが切れ目なく提供できるように、認知症の人の医療・介護・生活等に関する情報を集約・一元化した情報共有ツール（認知症地域連携パス）を活用し、認知症の人を支える関係者が連携して、継続的・包括的に支援するとともに、医療・介護等の有機的な連携を推進します。

#### ❖ 認知症介護の質の向上

認知症介護をサービスの標準とするため、認知症介護技術の質的な向上や専門職の養成が重要となっています。このため、県では、認知症介護研修を体系的、計画的に実施することにより、介護職員に対して、専門的知識・技術の普及に取り組んでいます。

また、認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる「認知症サポート医」を独立行政法人国立長寿医療研究センターに委託して養成するほか、かかりつけ医に対する適切な認知症診断の研修及び病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対する研修を一般社団法人愛媛県医師会及び公益社団法人愛媛県看護協会に委託して実施しています。

さらに、かかりつけ機能に加えて日常的な連携機能を有する歯科医療機関や薬局も認知症の早期発見における役割を期待し、歯科医師や薬剤師への研修を関係団体の協力を得ながら実施しています。（表4-7、図4-21）

表4-7 認知症介護研修の修了者数

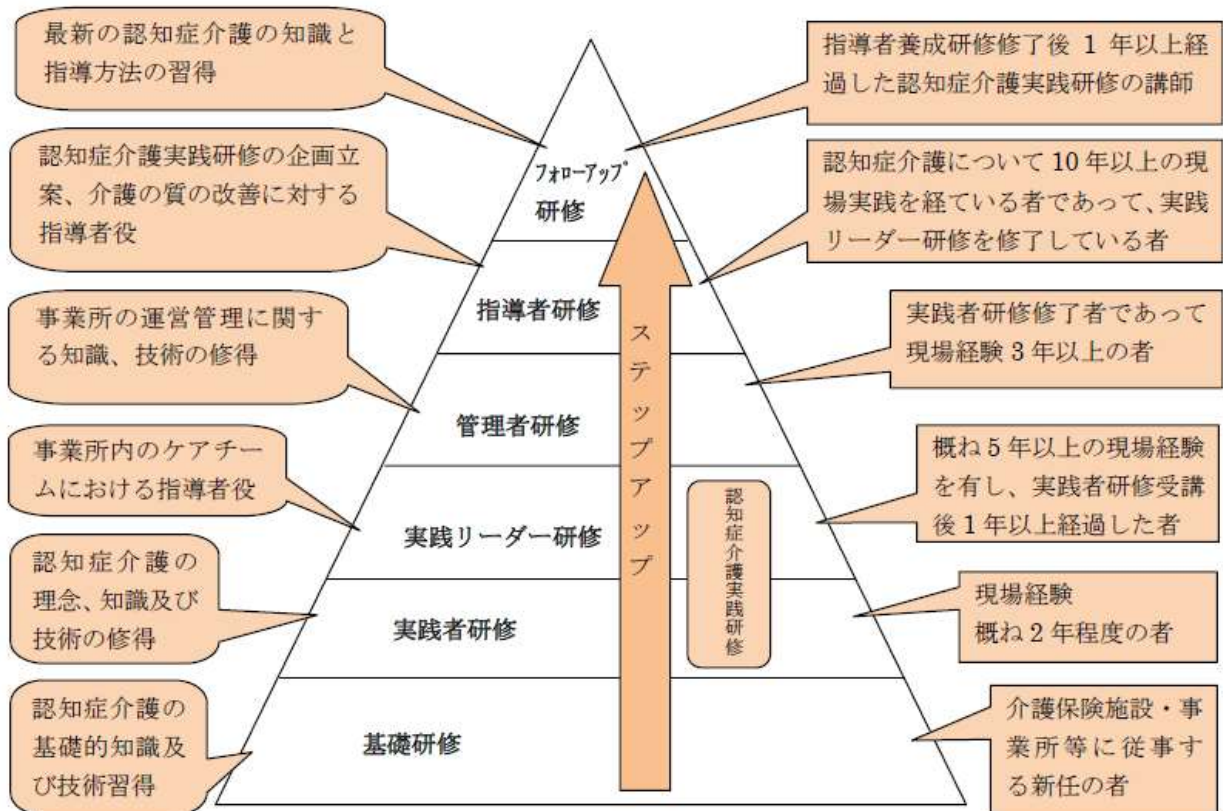
（単位：人）

区 分		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
認知症介護基礎研修		—	94	109
認知症介護実践研修	認知症介護実践者研修	271	263	240
	認知症介護実践リーダー研修	57	55	33
認知症対応型サービス事業管理者研修		192	109	87
認知症対応型サービス事業開設者研修		13	15	16
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修		50	37	32
認知症介護指導者養成研修		1	2	2
認知症介護指導者フォローアップ研修		2	1	1
認知症サポート医養成研修		13	26	20
認知症サポート医フォローアップ研修		30	50	(※1)
かかりつけ医認知症対応力向上研修		230	145	(※2)
歯科医師の認知症対応力向上研修		—	130	(※3)
薬剤師の認知症対応力向上研修		—	130	96
看護職員の認知症対応力向上研修		—	82	69

資料：長寿介護課調査

- ※1 「認知症サポート医フォローアップ研修」については、平成30年3月24日実施予定
- ※2 「かかりつけ医認知症対応力向上研修」については、平成30年3月21日実施予定
- ※3 「歯科医師の認知症対応力向上研修」については、平成30年2月11日実施予定

図4-21 認知症介護研修の体系



介護サービスを行う事業所の管理者・介護職員に対し、認知症介護に関する専門的な知識や技術の習得のための実践的な研修を実施し、認知症介護技術の向上を図ります。

また、認知症介護の指導者を養成するため、認知症介護研究・研修センターにおいて実施される指導者養成研修等へ継続的に受講者を派遣するとともに、その修了者を中心として実践的研修の質の向上及び人材育成の機会の拡大を図ります。

認知症介護指導者には、介護職員等が行う自主的なサービスの質の向上に対する取組を支援するとともに、地域における認知症への正しい知識や理解の普及を促進し、地域ぐるみで認知症高齢者を支える体制づくりに積極的な役割を担うことが期待されます。

さらに、認知症高齢者の症状、本人の特性、終末期などライフステージに対応した認知症ケアの標準化や介護現場への普及に向けた取組の推進を支援します。

❖ 地域での生活を支える介護サービス提供体制の充実

認知症の人については、保健・医療・福祉の専門的観点から適切なアセスメントを行い、高齢者と家族に対して状態に応じて必要とされるサービスを継続的に提供するとともに、高齢者の生活環境をできる限り維持していく配慮が必要です。

このため、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスをはじめとして、居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び施設サービスの整備に当たっては、サービス事業者、医療機関、保健福祉関係者が十分な連携を持って基盤整備を進めることができるよう支援します。



### ❖ 認知症高齢者グループホームにおける外部評価の充実

認知症高齢者グループホームは、自己評価と外部評価の実施が求められており、本県においても積極的に取り組んでいます。(表4-8)

認知症高齢者グループホームは、原則として年1回(一定の要件を満たす場合は2年に1回)、県が選定した外部評価機関による外部評価が義務付けられています。

平成29(2017)年4月からは新たな評価方法を取り入れ、評価結果を事業者自らがサービスの質の向上につなげる取組をさらに支援します。

表4-8 グループホームの外部評価結果の公開状況(平成28(2016)年4月～平成29(2017)年3月)

指定事業所数 (平成29(2017)年3月末現在)			年間評価結果 公開数 ④	公開進捗率 (④÷③)	(参考) 選定評価 機関数 (平成29(2017)年 3月末現在)
グループ ホーム ①	①のうち 外部評価 免除対象 事業所数 ②	外部評価 対象事業所数 (①-②) ③			
296	104	192	184	95.8%	2

資料：長寿介護課調査

### ○達成目標

指 標	現 状	目 標		
	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
認知症地域支援推進員の設置人数	47人 (平成28年度)	60人	65人	70人
かかりつけ医の認知症対応力向上 研修受講者数(累計)	2,300人 (平成28年度)	2,500人	2,600人	2,750人
認知症サポート医養成研修受講者 数(累計)	99人	109人	119人	129人
歯科医師の認知症対応力向上研修 受講者数(累計)	130人 (平成28年度)	170人	210人	250人
薬剤師の認知症対応力向上研修受 講者数(累計)	226人	280人	330人	380人
看護職員の認知症対応力向上研修 受講者数(累計)	151人	300人	400人	500人
認知症介護基礎研修受講者数(累 計)	203人	303人	403人	503人
認知症介護実践者研修受講者数 (累計)	4,046人	4,286人	4,526人	4,766人
認知症介護指導者研修受講者数 (累計)	26人	29人	32人	35人



### (3) 若年性認知症対策の強化

65歳未満のいわゆる現役世代が発症する若年性認知症は、症状に対する認識不足から、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となるケースや、本人やその家族、企業及び医療機関等が若年性認知症を知っていても、活用が可能な福祉や雇用の施策があまり知られていないことなどから、経済的な面も含めて本人とその家族の生活が困難な状況になりやすいことが特徴です。

このため、若年性認知症に対する理解の促進や早期診断、医療、介護の充実はもとより、雇用継続や就労の支援、障害者手帳の早期取得や障害基礎年金の受給などに対する支援を行い、これらの施策の中から若年性認知症の一人ひとりの状態に応じた支援を図る体制を構築することが喫緊の課題となっています。

このような現状を踏まえ、県では、若年性認知症の有病率や生活実態等を把握するとともに、若年性認知症を知ってもらうための広報・啓発の展開とともに、気軽に相談できるコールセンターの開設をはじめ、本人や家族の居場所づくりとなる交流会の開催、若年性認知症支援コーディネーターの設置、若年性認知症自立支援ネットワークの整備等を通じて、若年性認知症の人が、その状態に応じた適切な支援を受けられるよう努めます。

- 若年性認知症の人の生活実態等を把握し、必要な施策を検討します。
- 若年性認知症の人や家族に対しては、若年性認知症の知識や技術だけでなく、精神面も含めた支援が重要であることから、コールセンターの開設、若年性認知症支援コーディネーターの設置を通じ、本人と家族が気軽に相談できる体制を整備します。
- 若年性認知症の人の実態やニーズは、地域の社会資源などの状況によって、それぞれ異なっていることから、本人及び家族の居場所づくりとなる交流会を開催し支援するほか、交流会を通じて把握した本人や家族のニーズを集約し、必要な施策を検討します。
- 若年性認知症の人に対する支援については、労働部局や障がい福祉部局等と連携し、雇用継続や障がい福祉施策等も含めた若年性認知症者一人ひとりの状態に応じた支援体制が必要となることから、「若年性認知症自立支援ネットワーク会議」を開催し、関係機関と連携したネットワークの構築を図ります。また、治療と仕事の両立のために既に設置されている「愛媛県地域両立支援推進チーム」（事務局：愛媛労働局労働基準部健康安全課）との連携も推進します。
- 6圏域全ての障がい保健福祉圏域に1箇所ずつ設置した障害者就業・生活支援センターにおいて、雇用や福祉等の関係機関と連携しながら、身近な地域で、就業面と生活面の相談支援を一体的に実施し、若年性認知症の人を含む障がい者の就労促進に努めます。

#### ○達成目標

指 標	現 状	目 標		
	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
若年性認知症に関する学習会の開催回数	1 回	3 回	5 回	7 回

**(4) 認知症の人の介護者への支援**

- 地域包括支援センター・保健所における相談窓口を周知し、認知症に関する様々な相談に対応するなど、誰もが気軽に相談できる体制の整備を推進します。
- 身近な地域の認知症介護の専門家、経験者等によるカウンセリングや、地域の専門機関の紹介等を行うコールセンターの設置など電話相談事業を実施するとともに、認知症の当事者や介護経験のある家族との交流会、認知症カフェの普及などの支援を行うことにより、認知症の人の持てる能力を積極的に評価した、社会との接点づくりの拡大を図ります。

**(5) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進**

保健、医療及び福祉等の関係機関や担当部局が連携し、それぞれの地域の実情に応じて、生活支援（第4章2-1）、住まいの確保（第4章3-1）、就労・社会参加支援（第4章1-2）及び安全確保（第4章3-2）の観点から、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりを推進します。

また、地域包括支援センター等を中心としたきめ細かなネットワークづくりを促進し、保健所等の関係機関が連携して予防や早期発見に努め、認知症になっても安心して生活を送れる体制整備を支援します。

- 市町が、警察、地域住民、民間企業などと連携して徘徊・見守りSOSネットワークを構築するなどの体制づくりを支援します。
- 認知症の人の徘徊による事故や消費者被害の防止などのほか、自分から相談やサービス利用が困難といった問題等に対応するため、定期的な訪問活動による相談支援等の実施、福祉サービスの利用を援助する事業を住民に身近な市町レベルで提供するための体制整備等、市町等によるきめ細かな支援の取組を推進します。
- 地域住民一人ひとりが高齢者虐待に関する認識を深めることが、高齢者虐待の発生予防・早期発見の第一歩となることから、高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発を行うとともに、対応窓口となる市町への支援やネットワークの構築の推進等について積極的に取り組みます。
- 認知症の人が成年後見制度を有効に活用して、介護保険サービスの利用や財産管理などを行えるよう、制度の浸透を図るとともに、市町（地域包括支援センター）に対する助言その他の援助を行います。

**(6) 認知症の人やその家族の視点の重視**

これまでの認知症施策は認知症の人を支える側の視点に偏りがちであったという観点から、認知症施策を実施する際の共通理念として、認知症の人やその家族の視点を重視した取り組みを推進します。

- 認知症の人が自らの言葉でメッセージを発信する機会を企画する等、認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深める取り組みを推進します。
- サポート体制が十分とはいえない初期段階の認知症の人のニーズを把握し、生きがい支援に努めます。